

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年2月1日 06時05分ごろ
発生場所	京浜港横浜区 横浜大黒ふとう船だまり波除堤灯台から真方位292° 150m付近 (概位 北緯35° 27.8′ 東経139° 40.1′)
事故の概要	油タンカー ^{けいゆう} 恵勇丸は、北東進中、また、プレジャーボートビーナス5は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年3月3日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー 恵勇丸、77トン 126541、ユーシートレード株式会社 B プレジャーボート ビーナス5、10トン 294-20366 神奈川、有限会社共信船舶
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷中央部外板に凹損、右舷ハンドレール及び操舵室右舷側扉に破損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：06時41分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、法定灯火を表示して京浜運河を航行中、船首浮上による死角が生じる状況下、船長Aが、操舵室前部中央にある舵輪後方に立ち、手動操舵により約8ノットの対地速力で北東進中、衝撃を受けた。 船長Aは、衝撃を受けた後、右舷側にB船を認め、B船と衝突したことを知った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示して漂泊し、船長Bが操舵室の操縦席に腰を掛けて見張りを行っていた。 船長Bは、京浜運河を南西進してくる友人の船舶を認め、発進しようとしたところ、右舷側に衝撃を感じた。
分析	A船は、航行中の船首浮上による死角が生じる状況下、船長Aが、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。

	<p>B船は、船長Bが、京浜運河を南西進してくる友人の船舶に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、同運河を北東進するA船の接近に気付かず、漂泊を続けたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、船長Aが船首方の死角を補う見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。